

報 情 ひろば

内容が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

126円↓170円

※中・小サイズのごみ袋の値段も上がります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ 市環境課廃棄物対策係



▲市ホームページ

年金受給者の扶養親族等申告書が届きます

老齢年金などは所得税がかかるため、受け取る年金が一定額以上の人は年金から所得税などが源泉徴収されます。日本年金機構では毎年、所得税課税対象者に「扶養親族等申告書」を郵送していて、令和8年分は、9月から順次発送予定です。

所得税の扶養控除を受けるには「扶養親族等申告書」の提出が必要です。提出しないと各種控除が受けられず、税金が多く徴収される場合があります。忘れずに提出してください。

問合せ お問い合わせダイヤル(☎0570・081・240)、八代年金事務所(☎0965・35・6123)

整骨院には正しくかかりましょう

整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術は、国民健康保険の対象になる場合とない場合があります。次の内容を確認し、負傷の原因を正確に伝えて施術を受けましょう。

国保が使える場合

○スポーツなどでの打撲や捻挫
○骨折や脱臼(医師の同意が必要)

国保が使えない場合(全額自己負担)

○単なる肩こりや筋肉疲労
○内科的要因の病気によるこりや痛み
○脳疾患後遺症などの慢性病
○症状の改善がみられない長期の施術
○スポーツなどによる肉体疲労改善
○仕事中や通勤中の負傷(労災保険から給付されます)

問合せ 市市民課国保年金係



市有地を公売します

市有地の公売を行います。公売には、事前に入札参加の申し込みが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

公売地 寺町21番21(人吉税務署隣)

面積 200・23平方メートル

申込期限 9月22日(月)

入札日 9月30日(火)

問合せ 市行財政改革課施設マネジメント係



▲市ホームページ

所得課税・課税証明書が個人票だけになります

国による税務システムの統一に伴い11月17日(月)(予定)から、所得課税証明書・課税証明書は、世帯票を廃止し個人票だけになります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市税務課諸税係

一部地域でテレビの映像が乱れる可能性があります

9月18日(木)に、携帯電話事業者がアナログテレビで使っていた周波数を携帯電話システムに使用するための試験電波を発射する予定です。このため、市内の一部地域で地上デジタルテレビ放送の「映像の乱れ」「映らなくなる」などの障害が起こる可能性があります。

影響が出る恐れがある地域には事前にチラシが配布されます。詳しくはチラシをご覧ください。

問合せ 700メガヘルツテレビ受信障害対策コールセンター(☎0120・700・012)

援保

人吉市戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた戦没者を追悼し、恒久の平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催します。

期日 10月4日(土)

時間 午前10～11時

場所 カルチャーパレス小ホール

問合せ 市福祉課福祉政策係

9月は動物愛護月間です

毎年9月は動物愛護月間です。人と動物が共に幸せに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。次のマナーを守りましょう。

- ・最後まで責任をもって飼う(動物の遺棄は犯罪です)
- ・ふん尿などで近隣の環境を悪化させない
- ・不妊去勢手術などを実施し、むやみに繁殖させない
- ・盗難や迷子を防ぐため、鑑札票や迷子札、マイクロチップなどを付け、所有者を明らかにする

問合せ 市環境課環境衛生係

市役所での手続きを分かりやすく!

代表的な手続きをまとめた「手続きチェックシート」を活用してください

引越しの届出(転入・転居・転出)や戸籍の届出(出生・結婚・離婚・死亡)には、世帯の状況に応じてさまざまな手続きが必要となります。

各届出で必要な手続きや持ち物などをまとめて確認できる「手続きチェックシート」を作成しました。ぜひ活用してください。※代表的な手続きをまとめているため、世帯の状況によっては、掲載したもの以外の手続きが必要になる場合があります。窓口でご確認ください。

配布場所 市市民課(市役所1階1番窓口)、市ホームページ

▶市ホームページ



問合せ 市行財政改革課行財政改革係(☎22-2111 内線3231)

※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係

ご存じですか? 障害者手当制度

常時介護が必要な最重度の在宅障がい者に対して、次の制度があります。

【20歳以上】
特別障害者手当
Ⅱ月額2万9590円

※身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

【20歳未満】
障害児福祉手当
Ⅱ月額1万6100円

※障がい理由に年金を受給する人、児童福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。

最重度の人とは
重度の肢体不自由や精神障がいのため、絶対安静が継続したり、日常生活がほとんどできなくなったりと日常生活が著しく制限される人などです。

※所得制限があります。
問合せ 市福祉課障がい者支援係